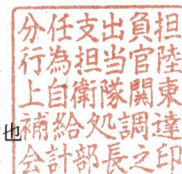


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6PQL2X000030		6PQ02AR0002 0001				EAD-Z000077B	
品名 または 件名							
プレハブ借上げ・設置撤去							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				1	7	H1
納地または工事場所			引 渡 場 所				
関東補給処総務部総務課補給班							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和9年2月1日（月）～令和10年3月31日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書」については、調達会計部契約課及びホームページに掲載（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

入札日時場所：令和8年10月20日（火）13時10分 関東補給処A 2 多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 競争参加資格の年度は、令和07・08・09年度とする。
- 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- 入札書の押印は省略できるものとする。
- 契約内容の一部または全部を第三者に再委託させる場合は、落札後速やかに再委託承認申請書を提出したうえ承認を受けることとする。

8 契約条項

適用する契約条項は、関東補給処標準契約書の役務請負契約条項（第2号）又は賃貸借契約条項（第7号）、談合等の不正行為に関する特約条項（第10号）、暴力団排除に関する特約条項（第11号）とする。

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadept/tyokai/honsyo/honsyo_index.htmlに掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 問い合わせ先

仕様書に関する問い合わせ先
関東補給処 総務部 小出
(電話029-842-1211 内線 2427)

本書記載事項の問い合わせ先
調達会計部 契約課 契約班 丹治
(電話029-842-1211 内線 2236)

〒300-0837
茨城県土浦市右廻 2 4 1 0
陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部 契約課 契約班

10 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

11 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、公告番号、件名を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

12 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は、令和8年10月26日(月)13時10分 関東補給処A2多目的室(A庁舎2階)で行う。

- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札口、公告番号、件名を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

13 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

14 入札の無効

- (1) 第2項及び第10項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
(2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

15 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく関東補給処標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

16 その他

最低価格の入札金額が分任支出負担行為担当官が定める調査基準額を下回る場合は、入札価格の内訳書といった積算資料等の提出を求める場合があります。

積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は、その説明を求める場合があります。

積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある」ものとして落札者としません場合があります。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
プレハブ借上げ設置・撤去	EAD-Z000077B	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8年 8月 21日
	変 更	令和 8年 9月 4日
	作成部隊等名	関東補給処 総務部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する民間力活用推進事業に使用するプレハブの借上げ設置及び撤去について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

1.2.1

プレハブ

プレハブとは、軽量鉄骨造（鉄骨の肉厚3 mmから4 mm）又は木造パネル工法で構成。柱・梁・壁などの部材をあらかじめ工場で生産・加工し、建築現場で、主に組立作業だけで建物を完成させる建築方式及びその建屋をいう。

1.2.2

レンタル契約

契約の相手方で所有している物品を必要とする期間、賃貸する契約をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（国土交通省告示第1540号）

2 借上げに関する要求

2.1 一般的要求事項

このプレハブの借上げ設置に関する一般的要求事項は、建築基準法及び“枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件”などに適合したもの。

2.2 借上品目

借上げる品目は、プレハブとし、次による。

a) プレハブの規格

プレハブの性能は、次による。

- 1) 1棟の外形寸法は、W 2 3 0 0 mm以下×D 5 7 0 0 mm以下×H 2 6 5 0 mm以下とし、連棟が可能で4連棟とする。細部は表1とする。
- 2) 1棟当たりの質量は、1 3 7 0 kg以下とする。
- 3) 1棟当たりの容積は、3 4 . 7 4 m³以上とする。

表1ープレハブ4連棟の性能

品名	数量	規格等
プレハブ4連棟（ドア付） 平屋タイプ	一式	4連棟時の寸法 W9 2 0 0 mm±5 0 0 mm× D5 7 0 0 mm±5 0 0 mm× H2 6 5 0 mm±3 0 0 mm プレハブ内壁凹凸無しタイプ 出入口（カーテン含む）数量 2. 窓（カーテン含む）数量 6. 窓用網戸数量 6. 庇数量 2. 竪樋数量 8. 換気扇数量 8 出入口ステップ数量 2.

b) プレハブの附帯設備

プレハブの附帯設備については、表2による。

2.3 管理条件

2.3.1 借上げの契約方式

借上げの契約方式は、レンタル契約方式とする。

2.3.2 借上期間等

借上げ期間等は、調達要領指定書により指定する。

2.3.3 設置場所

霞ヶ浦駐屯地敷地内とし、細部は、調達要領指定書により指定する。

2.3.4 設置、調整、撤去等

設置、調整、撤去等については、契約の相手側が実施する。

2.3.5 プレハブ設置に関する申請

プレハブ設置に関する部外への申請（建築確認申請、仮設許可申請など）は、全て契約の相手側が実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3-提出書類

	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	取扱説明書	一式	関東補給処装備計画部	プレハブ設置後速やかに。	—
2	納品書	1			
3	計画通知書	一式		申請許可後速やかに。	

4.2 保全

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 駐屯地への立入りに関し、当該駐屯地所定の立入手続を行う。
- c) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

4.4 プレハブの取扱説明

契約の相手方は、官側へプレハブを引渡すとき、使用可能な状態にするとともにプレハブの取扱いについて説明する。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) この役務履行で発生した産業廃棄物（こん包材を含む。）は、契約の相手方が処分する。
- b) このプレハブ設置及び撤去に関し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工し、万一損傷を与えた場合は、速やかに装備計画部業務指示課に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) このプレハブ設置及び撤去時には、整理・清掃を確実にを行うとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了する。
- d) このプレハブ設置及び撤去に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、装備計画部業務指示課との調整に所要の手続をとる。

4.6 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z0000009の2.2による。

4.7 不具合発生時の処置

契約の相手方は、官側がプレハブ・附帯設備を使用中に不具合が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z0000001の8.3による。

表2-プレハブの附帯設備

番号	品名	数量	規格等
1	発動発電機	1	出力 45・37 kVA以上 (プレハブ外) 寸法 W 1 850 mm±50 mm× D 880 mm±20 mm× H 1 350 mm±50 mm 質量 1 200 kg以下
2	壁掛エアコン	2	冷房能力 12.5 kW以上 (会議室) 暖房出力 14.0 kW以上 消費電力 3 800 W 寸法 W 600 mm±50 mm× D 350 mm±50 mm× H 1 850 mm±50 mm 質量 100 kg以下 冷房能力 12.5 kW以上 (事務室) 暖房出力 14.0 kW以上 消費電力 3 800 W 寸法 W 600 mm±50 mm× D 350 mm±50 mm× H 1 850 mm±50 mm 質量 100 kg以下
3	冷蔵庫	1	内容量 140 L以上 (更衣室) 消費電力 150 W以下 寸法 W 500 mm±100 mm× D 600 mm±200 mm× H 1 400 mm±500 mm 質量 50 kg以下
4	電子レンジ	1	出力 500 W以上 (更衣室) 寸法 W 500 mm±50 mm× D 400 mm±200 mm× H 300 mm±50 mm 質量 30 kg以下
5	電気ポット	1	寸法 W 250 mm±100 mm× D 250 mm±100 mm× H 300 mm±50 mm 質量 10 kg以下 表1のものに取付け使用可能とする。
6	電気掃除機	1	定格消費電力 1 000 W以上 (更衣室)
7	シュレッダー	1	出力 430/490 W以上 (事務所) 寸法 W 450 mm±50 mm× D 330 mm±50 mm× H 700 mm±100 mm 質量 30 kg以下 機能 A3対応、一度に5枚以上裁断可能である。

表2-プレハブの附帯設備(続き)

番号	品名	数量	規格等
8	OAデスク	2	スチール製 (事務所) 寸法 W 1 200 mm±200 mm× D 700 mm±500 mm× H 700 mm±500 mm 質量 80 kg以下
9	OAデスクチェア	2	スチール布張り製 (事務所) 寸法 W 600 mm±100 mm× D 600 mm±100 mm× 座高H 450 mm±100 mm 質量 20 kg以下
10	鍵付きキャビネット	2	スチール製 (事務所) 寸法 W 1800 mm±50 mm× D 430 mm±50 mm× H 900 mm±50 mm 質量 60 kg以下
11	ソファセット	1	スチール ポリウレタン製1人掛けソファ (事務所) 寸法 W 600 mm±200 mm× D 655 mm±100 mm× H 715 mm±100 mm 質量 15 kg以下 スチール ポリウレタン製2人掛けソファ 寸法 W 1 200 mm±200 mm× D 655 mm±100 mm× H 715 mm±100 mm 質量 50 kg以下 スチール又は木製テーブル 寸法 W900 mm±10 mm× D450 mm±10 mm× H500 mm±100 mm 質量 50 kg以下
12	パーテーション	12	スチール又はアルミニウム ソフトクロス製 数量 4 (事務所) 寸法 W 1 100 mm±200 mm× D 30 mm±5 mm× H 1 800 mm±100 mm 質量 20 kg以下 数量 4 (会議室) 寸法 W 1 100 mm±200 mm× D 30 mm±5 mm× H 1 800 mm±100 mm 質量 20 kg以下 数量 4 (更衣室) 寸法 W 1 100 mm±200 mm× D 30 mm±5 mm× H 1 800 mm±100 mm 質量 20 kg以下

表2ープレハブの附帯設備(続き)

番号	品名	数量	規格等
13	ロッカー	2	スチール製 (更衣室) 2人用 質量 W 600 mm±50 mm× D 515 mm±50 mm× H 1790 mm±50 mm 質量 50 kg以下
14	長テーブル	1	スチール及び木製 (更衣室) 寸法 W 1800 mm±50 mm× D 600 mm±150 mm× H 700 mm±50 mm 質量 25 kg以下
15	パイプ椅子	2	スチール製 (更衣室) 寸法 W 450 mm±50 mm× D 450 mm±100 mm× H 750 mm±100 mm 座面の高さ 420 mm±50 mm 質量 10 kg以下
16	ウォーターサーバー	1	タンク給水型 各月4L×15か月の飲料水を含む。 (更衣室) (納入要領は官側との調整による) 寸法 W 300 mm±50 mm× D 500 mm±50 mm× H 600 mm±50 mm 質量 20.5 kg以下
17	ミーティングテーブル	1	6人用 スチール製 (会議室) 寸法 W 1800 mm±500 mm× D 800 mm±100 mm× H 700 mm±50 mm 質量 100 kg以下
18	ミーティングチェア	6	スチール製 (会議室) 寸法 W 500 mm±50 mm× D 510 mm±100 mm× H 750 mm±100 mm 座面の高さ 420 mm±50 mm 質量 10 kg以下
19	軽量棚	1	スチール製 (事務所) 寸法 W 1200 mm±400 mm× D 600 mm±200 mm× H 1800 mm±100 mm 質量 200 kg以下
20	書庫	1	スチール製 (事務所) 寸法 W 880 mm±200 mm× D 400 mm±150 mm× H 880 mm±10 mm 質量 100 kg以下

表 2ープレハブの附帯設備(続き)

2 1	下駄箱	1	スチール製 12足以上収納 寸法 W 1 000 mm±100 mm× D 330 mm±100 mm× H 890 mm±100 mm 質量 60 kg以下	(事務所)
2 2	簡易水洗トイレ	1	汲取り回数 7回 洋式 寸法 W 900 mm±50 mm× D 1 600 mm±100 mm× H 2 500 mm±100 mm 質量 200 kg以下	(プレハブ外)
2 3	傘立て	1	スチール製 寸法 W 450 mm±100 mm× D 300 mm±50 mm× H 500 mm±100 mm 質量 10 kg以下	(プレハブ外)
2 4	自転車	1	スチール製 27インチタイヤ 寸法 W 570 mm±50 mm× D 1 820 mm±50 mm× サドルH 900 mm±150 mm 質量 50 kg以下	(プレハブ外)

調達要領指定書	発簡番号	31
	調達要求番号	6PQ02AR0002
	調達要求年月日	令和 8年 8月27日
	作成部	関東補給処 総務部
	作成年月日	令和 8年 8月27日
	変更年月日	令和 8年 9月 4日
品名	プレハブ借上げ・設置撤去	
仕様書番号	EAD-Z000077B	

指定事項

1 2.3.2 借上期間等

- a) 借上げ期間は、令和9年2月1日～令和10年3月31日までとする。
- b) 使用期間は、令和9年2月1日～令和10年3月22日までとする。
- c) 撤去期間は、令和10年3月23日～令和10年3月31日までとする。

2 2.3.3 設置場所

霞ヶ浦駐屯地内隊員浴場北側とする。

入 札 書

金額 ￥ (消費税及び地方税額を含まない)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
プレハブ借上げ・設置撤去	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	関東補給処 総務部	納 期	令和9年2月1日～ 令和10年3月31日		
入札保証金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委 任 状 (入 札 等)

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

承認申請
再委託 届出 書

発簡番号

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

.....を再委託者として貴部発注

調 達 要 求 番 号

契約番号契約年月日

品名（件名）・数量

に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。

~~お届けします。~~

承 認 書

調 達 要 求 番 号

契約番号契約年月日

品名（件名）・数量

の契約に係る事項について.....に請け負わせることを、下記条件を付して承認する。

記

- 1
- 2
- 3

承認番号

再委託第

号

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也

- (注) 1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること
2 不要の箇所は抹消すること

- 1 再委託を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員概要並びにその選定理由
- 2 再委託を必要とする理由
- 3 再委託の範囲
- 4 再委託部分にかかる契約金額又は見積額
- 5 契約相手方と再委託を行わせようとする者との再委託部分に係る納入条件（納期、納入場所等）
- 6 その他必要と認める事項